

三陸復興国立公園

公園計画書

目 次

1	基本方針	5
2	規制計画	7
(1)	保護規制計画	7
ア	特別地域	7
(ア)	特別保護地区	10
(イ)	第1種特別地域	14
(ウ)	第2種特別地域	23
(エ)	第3種特別地域	36
イ	海域公園地区	44
ウ	普通地域	45
エ	面積内訳	49
(ア)	地域地区別土地所有別面積	49
(イ)	地域地区別市町村別面積	48
(2)	利用規制計画	51
3	施設計画	53
(1)	利用施設計画	53
ア	集団施設地区	53
イ	単独施設	59
ウ	道路	63
(ア)	車道	63
(イ)	歩道	65
(ウ)	運輸施設	68

1 基本方針

三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県気仙沼市岩井崎までの海岸線沿いに位置する陸中海岸地域からなる。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。

本地域の利用については、展望地から自然風景を觀賞する周遊型の利用形態が中心であった。しかし、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえ、三陸復興国立公園においては、自然の恵みと脅威を学び、人と自然との共生により育まれてきた暮らしや文化を感じることでできる利用を推進する。具体的には、これまでの利用形態に加えて、漁業体験をはじめとした農林水産業と連携した利用、船により海域から海岸景観を觀賞する利用、食や体験を通じて三陸地域の自然・文化を感じることでできる利用、自然の脅威を学ぶことができる利用等を進める。

今般、三陸復興国立公園を指定するに当たっては、以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定め、東日本大震災からの復興に貢献する。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

種差海岸階上岳地域のうち、県立自然公園に指定されていた地域は、県立自然公園の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。また、良好な展望地点や利用上重要な土地として拡張する鮫角灯台周辺及び種差（棚久保）地区周辺については特別地域とする。

陸中海岸地域については、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、現時点において見直しは行わず、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 特別保護地区

- ・ 特に自然性が高く傑出した景観を有する海岸、特異な地質からなる海岸、自然性が高い海鳥類の繁殖地等を特別保護地区として厳正な保護を図る。

(イ) 第1種特別地域

- ・ 特異な生態系・地形地質が優れた景観を形成している地域等を第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

- ・ 利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形・地質の露出地、展望地点や海上からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

- ・ 上記の地域以外と一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林を主体とした地域等を

第3種特別地域とする。

(オ) 海域公園地区

- ・ 透明度が高く、多様な海藻群落等が発達する海域を海域公園地区とする。

(2) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

- ・ 種差(棚久保)地区は、本公園の北の玄関口として重要な利用拠点であり、案内所、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区を計画し、適切な整備方針等を定める。
- ・ 陸中海岸北部の利用者にとって重要な利用拠点である宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、田老、普代の4地域及び、陸中海岸南部の利用者にとって重要な利用拠点である碇石海岸、気仙沼大島、唐桑御崎の3地域(計7地域)については、宿舎、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。
- ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、各地区の状況に応じ、自然の脅威を学ぶ場、自然の恵みや地域固有の暮らしなどを紹介する施設、災害時にも活用可能な施設など、防災・減災に配慮した整備方針等を定める。
- ・ 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する整備方針等を定める。

(イ) 単独施設

- ・ 利用実態から見て必要である施設又は現存し、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 車道

- ・ 半島にある園地や集団施設地区への到達路、興味地点をつなぐ車道として現存し、利用されている車道を位置づける。

(エ) 歩道

- ・ 種差海岸階上岳地域においては、整備による風致景観への支障のないことを確認の上、現存する歩道を中心として、風景(自然・人文風景)、歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる長距離自然歩道を計画する。
- ・ 陸中海岸地域においては、登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を歩道計画として位置づけるが、将来的には長距離自然歩道として路線を設定する。

(オ) 運輸施設

- ・ 海域からの景観を觀賞するための遊覧船として現存し、利用されている、あるいはその見込みのある運輸施設を位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	211 国 64 公 5 私 142
	三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部	2,162 国 15 公 30 私 2,117
	小 計	2,373 国 79 公 35 私 2,259
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 21 林班の全部並びに 1 林班及び 20 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 宮古市 大字音部、大字重茂、鍬ヶ崎、大字崎鍬ヶ崎、大字崎山、田老字青砂里、田老字青野滝北、田老字青野滝南、田老字乙部野、田老字重津部、田老字重津部北、田老字檜内、田老字越田、田老字下撰待、田老字西向山、田老字水沢、田老字水沢南、田老字向新田、田老字向山及び田老字和野の各一部	2,080 国 公 私
	大船渡市 赤崎町、大船渡町及び末崎町、三陸町越喜来、三陸町吉浜及び三陸町綾里の各一部	1,659 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 95 林班及び 96 林班の全部 並びに 94 林班、97 林班及び 179 林班の各一部並びにこれらの 地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 久慈市 宇部町、長内町及び侍浜町の各一部	584 [国 公 私]
	陸前高田市 小友町、気仙町、高田町、広田町及び米崎町の各一部	170 [国 公 私]
	釜石市 甲子町、釜石町、唐丹町、箱崎町、大字平田及び両石町の各一 部	1,526 [国 公 私]
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	289 [国 公 私]
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 25 林班、26 林班及び 28 林班の全部 並びに 24 林班、27 林班及び 29 林班から 31 林班までの各一部 並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡山田町 飯岡、大沢、織笠及び船越の各一部	2,103 [国 公 私]
	下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 575 林班、578 林班及び 579 林班の 各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁 の全部 下閉伊郡岩泉町 小本の一部	135 [国 公 私]
	下閉伊郡田野畑村内 国有林三陸北部森林管理署 596 林班の全部並びにこれらの地域 の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡田野畑村 明戸、北山、切牛、島越、机、真木沢、松前沢、羅賀及び和野 の各一部	350 [国 公 私]

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	下閉伊郡普代村 字宇留部、字黒崎、字下村、字白井、字銅屋、字野胡桃、字馬場野、字明神及び字和野山の各一部	317 〔 国 公 私 〕
	九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部	144 〔 国 公 私 〕
	小 計	9,357 〔 国 2,686 公 2,157 私 4,514 〕
宮城県	気仙沼市 大前見島、唐島及び小前見島の全部並びに磯草、大初平、亀山、外畑、外浜、長崎、中山、波路上、廻館、三作浜、横沼、唐桑町神の倉の全部並びに唐桑町欠浜、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町宿浦、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場及び唐桑町松圃の各一部	932 〔 国 2 公 309 私 621 〕
	小 計	932 〔 国 2 公 309 私 621 〕
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)		
合 計		12,662 〔 国 2,767 公 2,501 私 7,394 〕

(ア) 特別保護地区

次の地区を特別保護地区とする。

ただし、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
岩手県	宮古市 大字崎鍬ヶ崎、鍬ヶ崎、田老字西向山及び田老字向山の各一部	42 [国 公 私]
	陸前高田市 広田町の一部	6 [国 公 私]
	釜石市 箱崎町の一部	37 [国 公 私]
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 25 林班及び 27 林班から 29 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡山田町 船越の一部	261 [国 公 私]
	下閉伊郡田野畑村内 国有林三陸北部森林管理署 596 林班の全部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡田野畑村 明戸、北山、机、松前沢、羅賀及び和野の各一部	92 [国 公 私]
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)		
	合 計	438 [国 317 公 78 私 43]

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
北山崎	岩手県下閉伊郡田野畑村内 国有林三陸北部森林管理署 596 林班の全部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県下閉伊郡田野畑村 明戸、北山及び机の各一部(地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	北山崎から弁天崎に至る一帯の海食崖及び岩礁で、豪壮な隆起海岸の断崖が続き、本公園で最も優れた景観地の一つである。断崖の落差は最大で 150mにもなり、海のアλπスとも称されている。また、北方系植物であるシロバナシャクナゲの貴重な群落が分布している。	81 国 公 私
羅賀・平井賀	岩手県下閉伊郡田野畑村 羅賀及び和野の各一部(地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	隆起性の断崖を有する海岸で、日本の代表的な白亜紀化石を多数含んでいる。学術的にも貴重な地区である。	11 国 公 私
佐賀部	岩手県宮古市 田老字西向山及び田老字向山の各一部(地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	隆起性の海食崖が切り立ち、壮大な岩脈が海に落ち込む一方でそれらの岩腹に海食洞が形成されており、雄大な海岸景観を呈している。岩上はウミネコ、ウミウ等の鳥類の繁殖地となっている。	32 国 公 私
日出島	岩手県宮古市 大字崎楯ヶ崎の一部(日出島の全部並びに付近の島嶼及び岩礁)	崎山海岸の地先にある無人島で、東半球唯一のクロコシジロウミツバメの集団繁殖地となっている。オオミズナギドリ の繁殖地にもなっており、直接的な人為影響のない自然環境を保っている。	6 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
奥浄土ヶ浜	岩手県宮古市 鍬ヶ崎の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	石英粗面岩の白い岩塊が鋸歯のように連なり、その上に生育するアカマツの緑との対象が優美な景観を呈している。本公園で最も優れた景観地の一つであり、最大の利用対象となっている。	4 国 公 私
船越半島	岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 25 林班及び 27 林班から 29 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	船越半島の東側、仮宿崎から小谷島に至る断崖で、赤平断崖、大釜崎等の景観ポイントを有する。古生層の角岩、粘板岩系の地層の露出が赤色に変色した部分もあり、地形の雄大さだけでなく色彩的にも良好な景観を呈している。崖部にはアカマツ、ハマハイビヤクシンをはじめ、ハマギクの群落も見られる。	261 国 公 私
三貫島	岩手県釜石市 箱崎町の一部（三貫島の全部並びに付近の島嶼及び岩礁）	御箱崎南方にある無人島で、オオミズナギドリ、ヒメクロウミツバメの繁殖地として重要である。	37 国 公 私
椿島 青松島	岩手県陸前高田市 広田町の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	広田半島の先端にある花崗岩の無人島で、ウミネコ、ゴイサギ、ウミウの繁殖地として貴重である。	6 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
		合 計	<div style="text-align: right;">438</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <div style="text-align: right;">国 317</div> <div style="text-align: right;">公 78</div> <div style="text-align: right;">私 43</div> </div>

(イ) 第1種特別地域

次の地区を第1種特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
青森県	八戸市 大字鮫町の一部	28	
		国 16	
		公 1	
		私 11	
青森県	三戸郡階上町 大字田代、大字鳥屋部及び大字晴山沢の各一部	40	
		国 0	
		公 0	
		私 40	
青森県	小 計	68	
		国 16	
		公 1	
		私 51	
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 20 林班及び 21 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	476	
		国	
		公	
		私	
岩手県	宮古市 大字音部、大字重茂、鍬ヶ崎、大字崎鍬ヶ崎、大字崎山、田老字青砂里、田老字越田及び田老字和野の各一部		
	大船渡市 赤崎町、大船渡町及び末崎町の各一部	26	
		国	
		公	
		私	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班から 96 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	120 国 公 私
	久慈市 侍浜町の一部	
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	4 国 公 私
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 30 林班の一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	102 国 公 私
	下閉伊郡山田町 船越の一部	
下閉伊郡普代村 字下村の一部	44 国 公 私	
	小 計	772 国 公 私 352 91 329
宮城県	気仙沼市 大前見島、唐島及び小前見島、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜及び唐桑町中の全部並びに横沼の各一部	106 国 公 私 0 63 43
	小 計	106 国 公 私 0 63 43
	(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	

都道府県名	区 域	面積 (ha)				
	合 計	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="1090 318 1367 362" style="text-align: right;">946</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 362 1367 407" style="text-align: right;">国 368</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 407 1367 452" style="text-align: right;">公 155</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 452 1367 497" style="text-align: right;">私 423</td> </tr> </table>	946	国 368	公 155	私 423
946						
国 368						
公 155						
私 423						

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
蕪島	青森県八戸市 大字鮫町の一部	周囲の岩礁や植物群落、数万羽のウミネコが繁殖し飛び交う様子が、蕪島神社等の文化景観とあいまって優れた風致を呈している。ウミネコの繁殖地として天然記念物に指定され、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2 国 0 公 0 私 2
種差海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	やませ等の冷涼な気候や馬の放牧等によって維持されてきたシバ草原と、奇岩が散在する岩礁海岸、樹齢90年以上のクロマツ林が広がり、種差・階上海岸を代表する景観を有している。 これらの景観は観賞対象として利用上も重要な地区であり、適正な利用と優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	26 国 16 公 1 私 9
つくし森	青森県三戸郡階上町 大字鳥屋部の一部	クリ、コナラ等の広葉樹林からなり、林床にはクマガイソウを始めとした野生ランが多く見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	9 国 0 公 0 私 9

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
階上岳	青森県三戸郡階上町 大字田代、大字鳥屋部及び大字晴 山沢の各一部	階上岳山頂部の地区で、ミズナラ、コナラ、シラカンバ等 の広葉樹林を主体とする。八甲田連峰、太平洋、岩手山、北 上山地の山々等の眺望が優れるとともに、花崗閃緑岩の露頭 を見ることができ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地 区である。	31 国 0 公 0 私 31
北侍浜・牛 島	岩手県久慈市 侍浜町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	花崗岩が浸食された高さ 60～70mの海食崖、海食棚及び無 数の岩礁が美しい海岸景観を呈している。観賞対象として、 また釣り等のレクリエーションの場として重要である。	14 国 公 私
三崎	岩手県久慈市 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班から 96 林班の各一部並びに これらの地域の地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁の全部	久慈市の東端にある半島の海岸部で、比高のある断崖とな っている。段丘上はアカマツ群落、崖縁部はコハマギク群 落が成立し、海食地形とあいまって優れた風致を呈してい る。	106 国 公 私
黒崎海岸	岩手県下閉伊郡普代村 字下村の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	普代集団施設地区及びその南方海岸部で、比高のある断崖 となっている。アカマツ主体の自然植生が海食地形とあいま って優れた風致を呈している。	44 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
真崎海岸	岩手県宮古市 田老字青砂里、田老字越田及び田老字和野の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	田老集団施設地区の海岸部の大半を占め、真崎灯台周辺の断崖や三王岩は陸上及び海上からの優れた観賞対象となっている。	51 国 公 私
崎山海岸	岩手県宮古市 大字崎鍬ヶ崎及び大字崎山の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	姉ヶ崎から大沢漁港にかけての海岸地帯で、アカマツ主体の自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。潮吹穴や蝟燭岩等の観賞対象がある。	33 国 公 私
浄土ヶ浜	岩手県宮古市 鍬ヶ崎の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	アカマツを主体とした自然植生が残り、本公園の核心部である奥浄土ヶ浜に至る導入部として優れた風致を呈している。	41 国 公 私
重茂半島	岩手県宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 20林班及び21林斑の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県宮古市 大字音部及び大字重茂の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	本公園北部の海食崖海岸と南部のリアス海岸の境界に位置し、アカマツを主体とした自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。とどヶ崎は本州最東端として知られている。	351 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
船越半島南岸	岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 30 林班の一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	船越集団施設地区の東側に位置する海岸部で、アカマツを主体とした自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。	80 国 公 私
船越大島	岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（船越大島の全部及び付近の岩礁）	船越湾に浮かぶ無人島でタブの大島とも言われ、南方系の植物であるタブノキの生育北限として生態学的にも貴重なところである。	22 国 公 私
野島	岩手県上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部（野島の全部及び付近の岩礁）	吉里吉里半島の先端部にある無人島で、アカマツを主体とした自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。	4 国 公 私
大船渡湾	岩手県大船渡市 赤崎町の一部（琵琶島、前島及び水鶏島の全部並びに付近の岩礁） 大船渡町の一部（珊瑚島の全部及び付近の岩礁）	大船渡湾に浮かぶ無人島で、入江の水面とアカマツを主体とした自然植生が優れた風致を呈している。	7 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
長崎海岸	岩手県大船渡市 赤崎町の一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	リアス海岸の岩礁地形のなかにヒサカキが自生しており、特定植物群落に指定されている。	5 国 公 私
碁石海岸	岩手県大船渡市 末崎町の一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	岩礁、小島、断崖、洞窟、洞門等の特徴ある海岸地形が連続しており、リアス海岸の典型的な景観を呈している。	14 国 公 私
唐桑半島	宮城県気仙沼市 唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜及び唐桑町中の各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	起伏の少ない段丘地形が発達し、海岸部には大小様々な入江や岩礁が数多くあり優れた風致を呈している。	71 国 公 私
気仙沼大島	宮城県気仙沼市 大前見島、唐島及び小前見島の全部並びに横沼の一部 (気仙沼大島の一部並びに付近の島嶼及び岩礁を含む。)	本公園内の唯一の有人島である気仙沼大島の南端部並びに周辺の島々及び戸倉磯、白大丸、黒大丸、円磯等の岩礁で、海食崖、砂浜等変化に富んだ優れた風致を呈している。	35 国 公 私
		合 計	946 国 公 私 368 155 423

ウ) 第2種特別地域

次の地区を第2種特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字鮫町の一部	145 国 36 公 4 私 105
	三戸郡階上町 大字道仏の一部	4 国 0 公 1 私 3
	小 計	149 国 36 公 5 私 108
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 1 林班、20 林班及び 21 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	1,021 国 公 私
	宮古市 大字音部、大字重茂、鍬ヶ崎、大字崎鍬ヶ崎、大字崎山、田老字青砂里、田老字青野滝北、田老字青野滝南、田老字乙部野、田老字重津部、田老字重津部北、田老字檜内、田老字越田、田老字下撰待、田老字西向山、田老字水沢、田老字水沢南、田老字向新田、田老字向山及び田老字和野の各一部	
	大船渡市 末崎町、三陸町越喜来、三陸町吉浜及び三陸町綾里の各一部	232 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 97 林班及び 179 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁の全部 久慈市 長内町及び侍浜町の各一部	174 国 公 私
	陸前高田市 小友町、気仙町、高田町、広田町及び米崎町の各一 部	164 国 公 私
	釜石市 甲子町、釜石町、唐丹町、箱崎町、大字平田及び両 石町の各一部	1,144 国 公 私
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	211 国 公 私
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 26 林班の全部並びに 24 林班、25 林班及び 27 林班から 31 林班までの各一部 並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先 岩礁の全部 下閉伊郡山田町 飯岡、織笠及び船越の各一部	1,457 国 公 私
	下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 575 林班、578 林班及び 579 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡岩泉町 小本の一部	135 国 公 私
	下閉伊郡田野畑村 明戸、北山、切牛、島越、机、真木沢、松前沢、羅 賀及び和野の各一部	201 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	下閉伊郡普代村 字宇留部、字黒崎、字下村、字白井、字銅屋、字野胡桃、字馬場野、字明神及び字和野山の各一部	222 国 公 私
	九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部	30 国 公 私
	小 計	4,991 国 1,645 公 990 私 2,356
宮城県	気仙沼市 磯草、大初平、亀山、外畑、外浜、長崎、中山、波路上、廻館、三作浜、横沼、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町馬場及び唐桑町松園の各一部	290 国 2 公 85 私 203
	小 計	290 国 2 公 85 私 203
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)		
	合 計	5,430 国 1,683 公 1,080 私 2,667

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
大須賀海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	岩礁海岸、草原、広大な砂浜海岸、クロマツ林等の多様な環境に、岩礁性、砂丘性、塩沼地性の植生が発達し、変化に富んだ良好な景観が形成されている。遊歩道や園地が整備され、風景探勝や自然観察等の利用も盛んであり、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地区である。	111 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>21</td></tr> <tr><td>公</td><td>3</td></tr> <tr><td>私</td><td>87</td></tr> </table>	国	21	公	3	私	87
国	21								
公	3								
私	87								
種差海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	岩礁海岸、砂浜海岸、及びシバ草原の後背地からなり、集団施設地区を含む。岩礁及び砂浜においては、海岸植生が見られるとともに、大久喜漁港地先の弁天島はウミネコの集団繁殖地になっており、良好な風致を維持する必要性の高い地区である。	34 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>15</td></tr> <tr><td>公</td><td>1</td></tr> <tr><td>私</td><td>18</td></tr> </table>	国	15	公	1	私	18
国	15								
公	1								
私	18								
小舟渡	青森県三戸郡階上町 大字道仏の一部	芝生に覆われた小高い丘と岩礁海岸及び発達した海岸植生が良好な風致を呈している。広大な太平洋を望むことができ、駐車場、園地、遊歩道等の施設が整備されていることから、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地区である。	4 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>1</td></tr> <tr><td>私</td><td>3</td></tr> </table>	国	0	公	1	私	3
国	0								
公	1								
私	3								

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
侍浜海岸	岩手県久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 97 林班及び 179 林班の一部並びに これらの地域の地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁の全部 岩手県久慈市 侍浜町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	アカマツ主体の植生と岩礁、段丘崖の続く海岸地形が良好な景観を呈している。北侍浜地区には国民宿舎、野営場等の施設が整備されており、公園利用上重要な地区である。	103 国 公 私
小袖海岸	岩手県久慈市 長内町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	断崖が連なる一帯で、荒々しい岩礁のなかに、つりがね洞、かぶと岩等の奇岩があり、良好な風致を呈している。	71 国 公 私
野田・普代海岸	岩手県下閉伊郡普代村 字宇留部、字黒崎、字下村、字白 井、字銅屋、字野胡桃、字馬場野、 字明神及び宇和野山の各一部 岩手県九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部 （これらの地域の地先海岸、地先 島嶼及び地先岩礁を含む。）	高さ 30～80mの断崖と崖縁部のアカマツ等の植生が良好な風致を呈している。黒崎地区には普代集団施設地区があるほか、普代浜には本公園では数少ない砂浜が広がり野営場として利用されている。	252 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
北山崎内陸部	岩手県下閉伊郡田野畑村 北山の一部	北山崎海岸の後背地で、園地等海岸の利用者のための施設が整備されている。特別保護地区への入口部として良好な風致を呈している。	32 国 公 私
明戸・平井賀	岩手県下閉伊郡田野畑村 明戸、島越、机、槇木沢、松前沢、羅賀及び和野の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	弁天崎の西方から島越海水浴場までの断崖部を中心とした地区で、明戸浜には平地にアカマツ林が広がっている。島越湾には北山崎海岸を探勝する観光船が発着している。	74 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
鶺ノ巣・小 本・田老海 岸	岩手県宮古市 田老字青砂里、字青野滝北、田老 字青野滝南、田老字乙部野、田老 字重津部北、田老字越田、田老字 下摂侍、田老字水沢、田老字水沢 南、田老字向新田及び田老字和野 の各一部 岩手県下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 575 林班、578 林班及び 579 林班の 各一部並びにこれらの地域の地先 海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全 部 岩手県下閉伊郡岩泉町 小本の一部 岩手県下閉伊郡田野畑村 切牛及び槇木沢の各一部（これら の地域のうち、国有林以外の地域 については、地先海岸、地先島嶼 及び地先岩礁を含む。）	島越漁港から田老集団施設地区に至る海岸線で、断崖、岩 礁、海食洞等の海食地形が良好な風致を呈している。高さ 150 m に及ぶ豪壮な断崖が連続する鶺ノ巣断崖はウミウ、ハヤブ サ等の海鳥の繁殖地としても重要である。水尻崎、龍甲岩、 明神崎等は本公園の展望地や船上からの観賞対象となってい いる。	452 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 国 公 私 </div>

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
宮古東北部	岩手県宮古市 鍬ヶ崎、大字崎鍬ヶ崎、大字崎山、 田老字檜内、田老字西向山及び田 老字向山の各一部（これらの地域 の地先海岸、地先島嶼及び地先岩 礁を含む。）の各一部	田老港南岸から浄土ヶ浜に至る海岸線で、断崖と砂浜が混 在する。姉ヶ崎周辺は海食洞等の海食地形が発達しており、 段丘上には宮古姉ヶ崎集団施設地区がある。また、本公園随 一の利用拠点である浄土ヶ浜集団施設地区がある。	174 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国 公 私</div>
重茂半島	岩手県宮古市内 国有林宮古営林署 1 林班、20 林班及び 21 林班の各一 部並びにこれらの地域の地先海 岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県宮古市 大字音部及び大字重茂の各一部 （地先海岸、地先島嶼及び地先岩 礁を含む。）	重茂半島沿岸で、ミズナラ等の自然植生が比較的よく残さ れ、特にとど山周辺にはブナの優占する林も見られる。	625 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国 公 私</div>

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
山田湾	<p>岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 26 林班の全部並びに 24 林班、25 林班及び 27 林班から 31 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部</p> <p>岩手県下閉伊郡山田町 飯岡の一部（オランダ島の全部及び付近の岩礁） 織笠の一部（小島の全部及び付近の岩礁） 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）</p>	<p>川代地区南方から仮宿崎に至る、山田湾に面した沿岸部及びオランダ島等の島々で、良好な海岸景観を呈している。オランダ島は海水浴場として利用されている。</p>	<p>363</p> <p>国 公 私</p>

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
船越半島内 陸部	岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 26 林班の全部並びに 24 林班、25 林班及び 27 林班から 31 林班まで の各一部並びにこれらの地域の地 先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の 全部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼 及び地先岩礁を含む。）	船越半島東よりにある霞露ヶ岳及び多々羅山の各東麓で ある。霞露ヶ岳周辺にはイヌシデ及びアカマツの自然林が残 っており、特定植物群落に指定されている。	857 国 公 私
船越湾・吉 里吉里	岩手県上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（これらの地域の地先 海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含 む。）	船越湾に面した沿岸及び吉里吉里の海岸部で、四十八坂、 波板海岸等から良好な海岸景観を觀賞できる。	448 国 公 私
カモメ森 山・御箱崎	岩手県釜石市 釜石町、箱崎町及び両石町の各一 部（地域の地先海岸、地先島嶼及 び地先岩礁を含む。）	大槌湾と両石湾にはさまれた地区で、起伏に富んだ地形と アカマツ主体の植生が良好な海岸景観を呈している。御箱崎 には千畳敷の岩礁景観が見られる。	717 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
尾崎半島	岩手県釜石市 甲子町、唐丹町及び大字平田の各一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	リアス海岸の特徴である岩礁の連続する海岸景観を呈している。半島北部には東北自然歩道が整備されているほか、伝説を有する尾崎神社等がある。	398 国 公 私
死骨崎	岩手県釜石市 唐丹町の一部 岩手県大船渡市 吉浜の一部（これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	大小の島々が点在しており、多島海の海岸景観を呈している。ツバキ、アカマツ等の群落が一部に成立している。	39 国 公 私
首崎	岩手県大船渡市 越喜来の一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	越喜来半島の先端部で巨大な岩峰が海岸景観の特色となっている。	36 国 公 私
脚岬	岩手県大船渡市 綾里の一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	越喜来湾と綾里湾の間に突き出た脚岬の先端部分で、山中にはニホンジカが生息している。	55 国 公 私
綾里崎	岩手県大船渡市 綾里の一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	綾里崎の先端部で、荒々しい断崖の連続する良好な海岸景観を呈している。	88 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
碁石海岸	岩手県大船渡市 末崎町の一部 (地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	碁石海岸から蛇ヶ崎にかけての海岸部で、断崖が続く一方、小島、岩礁等が多数点在し、変化に富んだ海岸景観を呈している。地区の中心部に碁石海岸集団施設地区がある。	40 国 公 私
広田半島	岩手県大船渡市 末崎町の一部 岩手県陸前高田市 小友町及び広田町の各一部 (これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	広田半島の釜ヶ崎から大入崎にかけての海岸部で、鵜ノ巣崎、黒崎、刈田崎、広田崎等の多数の岬を有するほか、長磯岩、黒磯岩等の岩礁が点在している。	99 国 公 私
高田松原	岩手県陸前高田市 気仙町、高田町及び米崎町の各一部 (地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	白砂とクロマツ植林の広がる高田松原及びその東方に突き出た米ヶ崎周辺の地域で、高田松原は典型的な白砂青松の風致として国の名勝となっているほか海水浴場として利用されている。	68 国 公 私
唐桑半島	宮城県気仙沼市 唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町馬場及び唐桑町松圃の各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	起伏の少ない段丘地形で、アカマツ植林が植生の主体となっている。半島先端には唐桑御崎集団施設地区がある。	119 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
気仙沼大島 東岸	岩手県気仙沼市 磯草、大初平、亀山、外畑、外浜、 長崎、中山、波路上、廻館、三作 浜及び横沼の各一部（地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	大島の東岸一帯で、特異な砂丘である十八鳴浜のほか、小 田の浜、田中浜がある。マツではクロマツ、アカマツ両種が 生育している。北部には利用拠点の気仙沼大島集団施設地区 がある。	171 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私</td> <td></td> </tr> </table>	国		公		私	
国									
公									
私									
		合 計	5,430 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>1,683</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>2,667</td> </tr> </table>	国	1,683	公	1,080	私	2,667
国	1,683								
公	1,080								
私	2,667								

(工) 第3種特別地域

次の地区を第3種特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	38 国 12 公 0 私 26
	三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢の各一部	2,118 国 15 公 29 私 2,074
	小 計	2,156 国 27 公 29 私 2,100
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 1 林班の一部 宮古市 大字重茂及び田老字和野の各一部	541 国 公 私
	大船渡市 赤崎町、末崎町、三陸町越喜来、三陸町吉浜及び三陸町綾里の各一部	1,401 国 公 私
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班から 97 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 久慈市 侍浜町の一部	290 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	釜石市 甲子町、唐丹町及び箱崎町の各一部	345 国 公 私
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	74 国 公 私
	下閉伊郡山田町 船越の一部	283 国 公 私
	下閉伊郡田野畑村 北山及び机の各一部	57 国 公 私
	下閉伊郡普代村 字黒崎及び字下村の各一部	51 国 公 私
	九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部	114 国 公 私
	小 計	3,156 国 372 公 998 私 1,786
宮城県	気仙沼市 磯草、大初平、亀山、外畑、外浜、長崎、中山、廻館、三作浜、横沼、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町宿浦、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場及び唐桑町松園の各一部	536 国 0 公 161 私 375

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
	小 計	536 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>375</td> </tr> </table>	国	0	公	161	私	375
国	0							
公	161							
私	375							
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)								
	合 計	5,848 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>1,188</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>4,261</td> </tr> </table>	国	399	公	1,188	私	4,261
国	399							
公	1,188							
私	4,261							

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
館越	青森県八戸市 大字鮫町の一部	大須賀海岸等から眺望される位置にあるクロマツ林を主体とした地区であり、遊歩道に隣接している。白浜、深久保漁港間の優れた岩礁地の背後に続く風景として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地区である。	7 国 3 公 0 私 4
金浜海岸	青森県八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	砂浜や岩礁、海食崖が、ハマナスやニッコウキスゲ等の海浜性、岩礁性の海岸植生と一体的な風致を呈しており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	31 国 9 公 0 私 22
榊平海岸	青森県三戸郡階上町 大字道仏の一部	岩礁や砂浜などの地形に岩礁性、海浜性の海岸植生が発達している。また、岩礁海岸内の塩性湿地には、オオシバナ、ヒメキンポウゲ等が生育する特殊な植生が形成されており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	27 国 15 公 6 私 6
階上岳	青森県三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、 大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字 平内の各一部	ミズナラ、コナラ、シラカンバ他人工林を含む地区である。大開平等の高標高部に群生する天然のヤマツツジが、八甲田連峰、太平洋等の眺望と一体的な風致を呈している。また、寺下観音園地は、観音堂や潮山神社等の文化景観と周辺の自然景観が織りなす風景の探勝の場として重要であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2,091 国 0 公 23 私 2,068

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
久慈向町	岩手県久慈市 侍浜町の一部	国民宿舎等が整備されている北侍浜の背後地にあたる。アカマツ群落及び畑作地が植生の主体となっている。	26 国 公 私
三崎内陸部	岩手県久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班から 97 林班までの各一部 並びにこれらの地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁の全部	海岸部と内陸部集落地との間にある地区で、アカマツの自然林及び人工林が植生の主体である。	264 国 公 私
十府ヶ浦・玉川	岩手県九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	十府ヶ浦はアカマツ林を伴う砂浜である。玉川には野営場等の施設が整備されている。ともに集落が接している。	114 国 公 私
普代羅賀線沿線	岩手県下閉伊郡田野畑村 北山及び机の各一部 岩手県下閉伊郡普代村 字黒崎及び字下村の各一部	普代集団施設地区、北山崎等の利用拠点を通る主要な公園利用動線である普代羅賀線車道の沿線で、一部に畑作地、人家等も点在する。	108 国 公 私
真崎入口部	岩手県宮古市 田老字和野の一部	田老集団施設地区の北側入口部にあたり、ヒノキ植林が植生の主体である。畑作地や漁業施設が点在する。	8 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
月山	岩手県宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 1林班の一部 岩手県宮古市 大字重茂の一部	月山山頂及びその周辺部で、クリ - ミズナラ群落やアカマツ植林が植生の主体である。海岸景観の展望地として重要である。	533 [国 公 私]
霞露ヶ岳西麓	岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	霞露ヶ浜から山田湾側の山麓部で、イヌシデ、アカシデ、コナラ等が植生の主体である。	283 [国 公 私]
筋山	岩手県上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	大槌湾を一望できる丘陵地で、アカマツ植林が植生の主体である。	74 [国 公 私]
カモメ森山西麓	岩手県釜石市 大字箱崎町の一部	起伏に富んだ斜面にミズナラの二次林等がありカモシカ等の動物が生息している。	234 [国 公 私]
唐丹湾北岸	岩手県釜石市 甲子町及び唐丹町の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	唐丹湾の北岸にあり、湾内の海岸景観を一望できる。	56 [国 公 私]

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
物見山麓	岩手県釜石市 唐丹町の一部 岩手県大船渡市 三陸町吉浜の各一部 (これら地先 海岸、地先島嶼及び地 先岩礁を 含む。)	唐丹湾及び吉浜湾に挟まれた地区で、物見山頂からは両湾 の海岸景観を観賞できる。	203 [国 公 私]
越喜来半島	岩手県大船渡市 三陸町越喜来の一部 (地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	吉浜湾及び越喜来湾に挟まれた地区で、クリ - ミズナラ群 落やアカマツ、スギ等の植林が植生の主体である。	320 [国 公 私]
脚岬中央部	岩手県大船渡市 三陸町綾里の一部 (地先海岸、地 先島嶼及び地先岩礁を含む。)	越喜来湾及び綾里湾に挟まれた地区で、アカマツ植林が植 生の主体であり、カモシカも生息している。	232 [国 公 私]
綾里岬中央 部	岩手県大船渡市 三陸町綾里の一部 (地先海岸、地 先島嶼及び地先岩礁を含む。)	綾里湾の南方に位置し、気象庁の気象ロケット観測所や放 牧地を含む地区である。	481 [国 公 私]
路・長崎	岩手県大船渡市 赤崎町及び三陸町綾里の各一部 (地先の地先海岸、地先島嶼 及 び地先岩礁を含む。)	大船渡市内の岩礁地帯で、アカマツ群落が植生の主体であ る。	87 [国 公 私]

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
末崎半島北 東部	岩手県大船渡市 末崎町の一部 (地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。)	大船渡湾の湾口南岸の海岸域及び碁石海岸の背後地で、畑 作地やヒノキ植林が植生の主体である。	133 〔 国 公 私 〕
唐桑半島内 陸部	宮城県気仙沼市 唐桑町次浜、唐桑町神の倉、唐桑 町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎 浜、唐桑町宿浦、唐桑町津本、唐 桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場 及び唐桑町松園の各一部	唐桑半島の内陸部で、半島東岸の景勝地及び唐桑御崎集団 施設地区への入口部にあたり、畑作地、人家等が点在する。	241 〔 国 公 私 〕
気仙沼大島	宮城県気仙沼市 磯草、大初平、亀山、外畑、外浜、 長崎、中山、廻館、三作浜及び横 沼の各一部 (地先海岸、地先島嶼 及び地先岩礁を含む。)	気仙沼大島北岸地域及び東海岸の後背地で、気仙沼湾等の 主要展望地である亀山を含む地区である。	295 〔 国 公 私 〕
		合 計	5,848 〔 国 公 私 399 1,188 4,261 〕

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海域公園地区表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
気仙沼海域公園地区 1号	宮城県気仙沼市三作浜地先	小前見島及び大前見島の西側に位置する海域は、ホンダワラ・アオサ等の海藻からなる、陸上の原生林にも類似した海中景観が形成されており、また、海水の透明度が高いため、これらの海中景観をグラスボート等により観賞することに適している。	9.6
気仙沼海域公園地区 2号	宮城県気仙沼市三作浜地先	小前見島及び大前見島の西側に位置する海域は、ホンダワラ・アオサ等の海藻からなる、陸上の原生林にも類似した海中景観が形成されており、また、海水の透明度が高いため、これらの海中景観をグラスボート等により観賞することに適している。	7.6
気仙沼海域公園地区 3号	宮城県気仙沼市小長根地先	潮間帯から水深 15m 付近にかけて、ツノマタワツナギソウ、ソゾ類、無節石灰藻マツモ、シオグサ類、ワカメ、ヒジキ、ホソメコンブ、スガモ等の多様な海藻類が生育している。ワカメ、ホソメコンブ、スガモは林生しており、海中林の景観が形成されている。海中林はアイナメ、カサゴ等の魚類の生息地となっており、また、ワカメ等が生育しない深部の岩上にはウニ、マボヤ、アワビ、ウノアシ等の海洋生物が生息している。	6.2
合 計			23.4

ウ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域の見直しを行うこととする。

(表 11：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字鮫町の一部	48 国 5 公 8 私 35
	三戸郡階上町 大字道仏の一部	2 国 0 公 0 私 2
	小 計	50 国 5 公 8 私 37
岩手県	宮古市 大字重茂及び大字崎楸ヶ崎の各一部	660 国 公 私
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班の一部	17 国 公 私
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	1 国 公 私

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	下閉伊郡山田町 船越の一部	48 国 公 私
	下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 579 林班の一部 下閉伊郡岩泉町 小本の一部	26 国 公 私
	下閉伊郡田野畑村 明戸、北山及び机の各一部	643 国 公 私
	下閉伊郡普代村 字上の山、字太田名部、字上村、字黒崎、字下村、字 中山及び字和野山の各一部	478 国 公 私
	九戸郡野田村 大字玉川の一部	2 国 公 私
	小 計	1,875 国 公 私 2 502 1,371
	宮城県	気仙沼市 長崎、横沼、唐桑町欠浜、唐桑町北中、唐桑町小長 根、唐桑町崎浜、唐桑町宿浦、唐桑町津本、唐桑町 中、唐桑町中井、唐桑町馬場及び唐桑町松園の各一 部
	小 計	48 国 公 私 48

都道府県名	区 域	面積 (ha)
陸 域 合 計		1,973
	国	7
	公	558
	私	1,408
	陸域公園区域の地先海面の一部	41,300
	合 計	43,273

工 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 12：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地 域(海 域)	合計 (海域)				
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私							
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							
青 森 県	土地所有別面積	-	-	-	16	1	51	36	5	108	27	29	2,100	5	8	37	84	43	2,296						
	地種区分別面積 (比率)				68 (0.5)			149 (1.0)			2,156 (14.7)														
	地域地区別面積 (比率)				- (0.0)															2,373 (16.2)					
	地域別面積 (比率)	2,373 (16.2)												50 (0.3)			2,423 (16.6)								
岩 手 県	土地所有別面積	317	78	43	352	91	329	1,645	990	2,356	372	998	1,786	2	502	1,371	2,688	2,659	5,885						
	地種区分別面積 (比率)				772 (5.3)			4,991 (34.1)			3,156 (21.6)														
	地域地区別面積 (比率)				438 (3.0)															8,919 (60.9)					
	地域別面積 (比率)	9,357 (63.9)												1,875 (12.8)			11,232 (76.7)								
宮 城 県	土地所有別面積	-	-	-	-	63	43	2	85	203	-	161	375	-	48	-	2	357	621						
	地種区分別面積 (比率)				106 (0.7)			290 (2.0)			536 (3.7)														
	地域地区別面積 (比率)				- (0.0)															932 (6.4)					
	地域別面積 (比率)	932 (6.4)												48 (0.3)			980 (6.7)								
合 計	土地所有別面積	317	78	43	368	155	423	1,683	1,080	2,667	399	1,188	4,261	7	558	1,408	2,774	3,059	8,802						
	地種区分別面積 (比率)				946 (6.5)			5,430 (37.1)			5,848 (40.0)														
	地域地区別面積 (比率)				438 (3.0)															12,224 (83.5)					
	地域別面積 (比率)	12,662 (86.5)												1,973 (13.5)			14,635 (100.0)			23.4 (0.1)			41,300 (99.9)		
																	合計(陸域・海域)			55,935					

海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。
 海域公園地区の面積と普通地域(海域)の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの。

(イ) 地域地区別土地所有別面積

(表 13 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

市町村名		地域地区		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	合計 (陸・海)
				特保	第1種	第2種	第3種	小計						
青森県	八戸市		-	28	145	38	211	48	259					
	三戸郡	階上町	-	40	4	2,118	2,162	2	2,164					
	小計		-	68	149	2,156	2,373	50	2,423					
岩手県	宮古市		42	476	1,021	541	2,080	660	2,740					
	大船渡市		-	26	232	1,401	1,659	-	1,659					
	久慈市		-	120	174	290	584	17	601					
	陸前高田市		6	-	164	-	170	-	170					
	釜石市		37	-	1,144	345	1,526	-	1,526					
	上閉伊郡	大槌町	-	4	211	74	289	1	290					
	下閉伊郡	山田町	261	102	1,457	283	2,103	48	2,151					
		岩泉町	-	-	135	-	135	26	161					
		田野畑村	92	-	201	57	350	643	993					
		普代村	-	44	222	51	317	478	795					
九戸郡	野田村	-	-	30	114	144	2	146						
小計		438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232						
宮城県	気仙沼市		-	106	290	536	932	48	980					
	小計		-	106	290	536	932	48	980					
合計		438	946	5,430	5,848	12,662	1,973	14,635	23.4	41,300	41,300	55,935		

海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

海域公園地区の面積と普通地域(海域)の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの。

(2) 利用規制計画

利用規制計画は次のとおりである。

(表 14 : 利用規制計画表)

名称	利用の現況及び規制の必要性	規制の方法等	備考
浄土ヶ浜 (岩手県宮古市)	本地区には奥浄土ヶ浜の観賞及び集団施設地区内から発着する船舶運送施設の利用を目的とする利用者が夏期を中心にマイカーを利用して集中する。自然探勝に必要な静穏な環境を確保するため、奥浄土ヶ浜へ到達する車道へのマイカーの乗り入れを制限する。	集団施設地区中心部にある第1駐車場から奥浄土ヶ浜を経て県道浄土ヶ浜線に至る公園内道路について、利用者の集中する期間のマイカーの乗り入れを規制する。	昭和 52 年度より規制実施

3 施設計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画を次のとおりとする。

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 15：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
1	種差海岸	青森県八戸市大字鮫町の一部	<p>本地区は、広大なシバ草原が特徴の、本公園の北の玄関口となる主要な利用拠点であり、八戸市街地からも到達しやすい。</p> <p>シバ草原の探勝や海岸景観の観賞の利用拠点、東北太平洋岸自然歩道の中継地、自然の恵みと脅威を学ぶ場として整備を進める。</p>	種差海岸整備計画区	<p>シバ草原及び海岸景観を維持し快適な探勝利用を図るため、展望に適した場所には展望施設や園地を配置する。また、当該地域の利用案内、東北太平洋岸自然歩道に関する情報提供の場、自然の恵みを活かした地域固有の文化や自然の脅威を学ぶ場として案内所を整備するとともに、利用者の休憩に供する休憩所や滞在利用のための野営場を整備する。</p> <p>車利用が多いことから適切な規模の駐車場を確保するとともに、利用者の交通安全や近隣住民への配慮のため、適切かつ安全な利用者動線を確保する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	14.9					
						面積計		国	公	私	
							8.9	1.0	5.0		
						14.9					

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
2	宮古姉ヶ崎	岩手県宮古市大字崎 鍬ヶ崎及び大字崎山 の各一部	本地区は、南北に細長い本公園の中央部に位置する宮古市内にあり、アカマツ、ミズナラ等の自然植生がよく残された段丘上の樹林地と東日本大震災で浸水した中の浜からなる主要な利用拠点である。それらの植生とそこに生息する動物類、海岸で繁殖する海鳥類等、豊かな自然環境の中に滞在し自然を探勝する利用拠点として整備を進める。 また、中の浜は被災した野営場の一部施設を活用し、自然の脅威を学ぶ場として整備を進める。	中の浜整備計画区	地区の西側に位置する計画区である。自然の脅威を学ぶ場とするため、東日本大震災により被災した野営場の一部施設を遺構として保存し、周囲を園地として整備する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。	7.0	一般計画 昭47.10.18決定 平6.11.7変更 区域 昭47.10.18指定 平6.11.7変更 詳細計画 昭47.10.18決定 平6.11.7変更
				姉ヶ崎整備計画区	地区の東側に位置する計画区である。地区内に滞在し自然をじっくりと探勝するために必要な宿舎を、浄土ヶ浜からの風致上の支障にならないよう留意して整備する。また、自然情報等を提供する博物展示施設や駐車場を整備するとともに、多様な利用形態に対応するため芝生広場を整備する。また、災害時にも活用可能なオートキャンプ場を整備する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。	23.6	
				道路(歩道)	地区内の各施設を連絡するとともに、海岸景観や四季の特徴ある動植物を觀賞するための歩道として整備する。	-	
				面積計		国	
				-	30.6	-	
						30.6	

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
3	浄土ヶ浜	岩手県宮古市鍬ヶ崎の一部	本地区は、本公園の中央部に位置し、宮古市街から到達しやすく、最も来訪者の多い利用拠点である。これらの特性を勘案し、誰もが手軽に自然探勝が行えるよう整備を進める。	浄土ヶ浜整備計画区	<p>自然探勝利用の促進を図るため、展望や休憩に適した場所には展望園地、休憩所等を配置する。宿舎は極力風致への影響を少なくするよう留意して整備する。宮古市街及び国道からの利用者の円滑な導入を図るため、車道の改良等を行う。本地区への主たる交通手段はバス及びマイカーであり、奥浄土ヶ浜に至る車道はマイカー規制を実施していることから、区域外の利用拠点や交通体系との連携にも配慮して、駐車場を適切に配置する。駐車場から奥浄土ヶ浜や臼木山等の主要興味地点及び船着場への利用動線を確保するため、地区内の各施設を連絡するとともに海岸景観を觀賞するための歩道を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	64.2	<p>一般計画 昭30.5.2決定 平6.11.7変更</p> <p>区域 昭32.10.1指定 平6.11.7変更</p> <p>詳細計画 昭41.8.26決定 昭50.2.21変更 平6.11.7変更</p>				
								面積計	国	公	私
									-	63.7	0.5
						64.2					

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
4	碓石海岸	岩手県大船渡市末崎町の一部	本地区は、断崖や水道等の変化に富んだ海食崖とクロマツ・アカマツ林が良好な風致を形成する公園南部の主要な利用拠点である。キャンプ等の野外レクリエーションに重点をおいた滞在利用の拠点として、また自然探勝利用の拠点として整備を進める。	碓石海岸整備計画区	<p>滞在利用の拠点として、快適に利用できるよう野営場を整備する。野営場は、災害時にも活用可能なオートキャンプ場とする。</p> <p>自然探勝利用の促進を図るため、当該地区の利用案内、自然情報の提供、自然の恵みと脅威を学ぶ場として案内所を整備するほか、展望に適した場所には展望施設や遊歩道等を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	55.3	<p>一般計画 昭39.6.1決定 平6.11.7変更</p> <p>区域 平6.11.7指定</p> <p>詳細計画 平6.11.7決定</p>				
								面積計	国	公	私
									-	31.4	23.9
			55.3								
5	田老	岩手県宮古市田老字青砂里、田老字乙部野、田老字越田及び田老字和野の各一部	本地区は、三王岩、真崎海岸をはじめとする優れた観光対象を有する北部陸中海岸の主要な利用拠点である。キャンプ場や国民宿舎を有する滞在拠点として、また、海岸景観の観光、海水浴等の日帰り利用の拠点として整備を進める。	沼の浜整備計画区	地区の北部に位置する計画区である。海水浴場や野営場を整備する。	23.2	<p>一般計画 昭30.5.2決定 平6.11.7変更</p> <p>区域 昭39.12.17指定 平6.11.7変更</p> <p>詳細計画 平6.11.7決定</p>				
				真崎整備計画区	地区の中央部に位置する計画区である。壮麗な海岸景観の保護に十分留意し、北部陸中海岸を船上から観賞するための船舶運送施設等を整備する。	52.0					
				三王整備計画区	地区の南部に位置する計画区である。滞在利用の促進を図るため、国民宿舎、園地、自然解説施設等を整備する。	28.8					
				道路(車道)	南北に細長い地区内の連絡を良好に保ち、快適な利用を促進するため車道の改良を図る。	-					
				道路(歩道)	地区内の各施設を連絡するとともに、海岸景観を探勝するための歩道として整備する。	-					
				面積計	国	公		私			
					-	11.4		92.6			
			104.0								

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考						
6	普代	岩手県下閉伊郡普代村字下村の一部	本地区は、北山崎と並ぶ断崖景観を有する北部陸中海岸の主要な利用拠点である。雄大な海岸景観を活かし、キャンプ場や国民宿舎のある滞在拠点として、また海岸景観の観賞等の日帰り利用の拠点として整備を進める。	普代整備計画区	地区の中心部にある国民宿舎や入口部にある野営場を充実させる。特に、本公園が車利用主体であることを考慮し、オートキャンプ場を整備する。本公園の主要公園事業車道である普代羅賀線からの利用者の円滑な導入を図るため、村道の改良等を行う。また、自然探勝利用の促進を図るため、地区内の各施設を連絡するとともに海岸景観を探勝するための歩道及び地区縁辺部にある展望施設の整備を図る。	51.8	一般計画 昭30.5.2決定 平6.11.7変更 区域 平6.11.7指定 詳細計画 平6.11.7決定						
								面積計			国	公	私
											-	43.3	8.5
						51.8							
7	気仙沼大島	宮城県気仙沼市大初平及び外畑の各一部	本地区は、気仙沼湾に浮かぶ東北地方最大の有人島である気仙沼大島の東岸に位置する主要な利用拠点である。公園南部の特徴ある自然とのふれあいを深めるため、キャンプや自然体験を推進するとともに、宿舎、自然探勝路等の有機的な連携を図り、快適な自然探勝ができる滞在型拠点として整備を進める。	気仙沼大島整備計画区	宿舎を中心に園地、野営場等を整備する。これらの施設と駐車場、自然体験施設（田中浜）等の施設間の連絡を良好に保ち、また、快適な自然探勝利用ができるよう、周辺に自然観察路や案内施設等を整備する。自然観察路は、災害時の避難路として利用されることにも配慮した整備を行う。野営場は、災害時にも活用可能なオートキャンプ場とする。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。	65.8	一般計画 昭49.2.6決定 平6.11.7変更 区域 昭49.2.6指定 平6.11.7変更 詳細計画 昭49.2.6決定 平6.11.7決定						
								面積計			国	公	私
											1.7	48.5	15.6
						65.8							

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)			備考	
8	唐桑御崎	宮城県気仙沼市唐桑町崎浜の一部	本地区は、南部陸中海岸の唐桑半島の南端に位置する主要な利用拠点である。自然探勝利用を推進する地区として、滞在利用と日帰り利用の両面に対応できるよう整備を進める。	唐桑御崎整備計画区	自然探勝利用の促進を図るため、各施設の連携に留意しつつ博物展示施設、自然観察路、展望園地、休憩所等を整備する。快適な滞在拠点として、宿舎及びその周辺整備を図るとともに、野営場はプラットホーム型テントサイト及びオートキャンプ場の導入を図る。また、滞在利用者用に小規模な運動施設を整備する。	35.1			一般計画 昭39.6.1決定 平6.11.7変更 区域 昭43.10.1指定 昭49.2.6変更 平6.11.7変更 詳細計画 昭43.10.1決定 昭49.2.6変更 平6.11.7変更	
						面積計	国	公		私
							-	17.8		17.3
						35.1				

イ 単独施設

単独施設は次のとおりである。

(表 16：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	青森県八戸市(蕪島)	ウミネコ観察、風景観賞及び本公園の玄関口としての案内機能を有する園地として整備する。
2	宿舎	青森県八戸市(鮫角)	種差海岸階上岳地域の探勝及び東北太平洋岸自然歩道の利用者のための滞在拠点として整備する。
3	園地	青森県八戸市(葦毛崎)	太平洋、海岸景観、階上岳、鮫角灯台等の風景を展望するための園地として整備する。
4	園地	青森県八戸市(白浜)	海水浴をはじめとする自然とふれあうための園地として整備する。
5	園地	青森県八戸市(高岩)	太平洋、海岸景観、階上岳等の風景を展望するための園地として整備する。
6	園地	青森県三戸郡階上町(大蛇)	釣り、磯遊び等の野外レクリエーションに活用される園地として整備する。
7	園地	青森県三戸郡階上町(小舟渡)	シバ草原でのピクニック、海岸景観と海岸植生の探勝のための園地として整備する。
8	園地	青森県三戸郡階上町(寺下観音)	寺下観音周辺の文化景観と自然景観の織りなす風景を探勝するための園地として整備する。
9	園地	青森県三戸郡階上町(階上岳山頂)	階上岳山頂周辺からの八甲田連峰、太平洋、北上山地の山々等の展望及び周辺の自然探勝のための園地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
10	野営場	青森県三戸郡階上町(階上岳山頂)	階上岳の探勝及び東北太平洋岸自然歩道の利用者のための滞在拠点として整備する。
11	園地	岩手県宮古市(月山山頂)	重茂半島、宮古市街等の展望地及び歩道の休憩地として整備する。
12	園地	岩手県宮古市(与奈)	重茂半島東岸の海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
13	園地	岩手県宮古市(とどヶ崎)	本州最東端の地における自然性の高い海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
14	野営場	岩手県宮古市(姉吉)	とどヶ崎を探勝するための滞在拠点として整備する。
15	園地	岩手県大船渡市(穴通磯)	穴通磯周辺の海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
16	駐車場	岩手県大船渡市(穴通磯)	穴通磯周辺の利用者のための駐車場として整備する。
17	園地	岩手県久慈市(田子の木)	釣り等の野外レクリエーションに活用される園地として整備する。
18	園地	岩手県久慈市(北侍浜)	侍浜の海岸景観の觀賞地として、また釣り等の野外レクリエーションに活用される園地として整備する。
19	宿舎	岩手県久慈市(北侍浜)	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
20	野営場	岩手県久慈市(北侍浜)	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
21	園地	岩手県久慈市(白前)	北部陸中海岸の海岸景観の觀賞地及び歩道の休憩地として整備する。
22	園地	岩手県久慈市(麦生)	牛島周辺の海岸景観の觀賞地及び歩道の起終点として整備する。
23	園地	岩手県陸前高田市(蛇ヶ崎)	蛇ヶ崎周辺の海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
24	園地	岩手県陸前高田市(黒崎)	広田半島の海岸景観の觀賞地及び歩道の起終点として整備する。
25	野営場	岩手県陸前高田市(黒崎)	南部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
26	園地	岩手県陸前高田市(広田崎)	椿島・青松島の展望地及び広田半島の海岸景観の觀賞地として整備する。
27	園地	岩手県釜石市(鍔崎)	三貫島の展望地及び南部陸中海岸の海岸景観の觀賞地として整備する。
28	園地	岩手県釜石市(尾崎)	東北自然歩道の休憩地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
29	園地	岩手県釜石市（青出浜）	釜石湾の展望地及び東北自然歩道の休憩地として整備する。
30	園地	岩手県釜石市（早坂峠）	唐丹湾、死骨崎等の展望地及び南部陸中海岸の海岸景観の観賞地として整備する。
31	園地	岩手県大船渡市（千歳）	吉浜湾、首崎等の展望地及び南部陸中海岸の海岸景観の観賞地として整備する。
32	園地	岩手県大船渡市（首崎）	南部陸中海岸の海岸景観の観賞地及び歩道の終点として整備する。
33	園地	岩手県大船渡市（綾里崎）	綾里崎周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
34	園地	岩手県上閉伊郡大槌町（浪板海岸）	浪板海岸周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
35	宿舎	岩手県上閉伊郡大槌町（浪板海岸）	海水浴等の利用形態に対応した滞在拠点として整備する。
36	野営場	岩手県上閉伊郡大槌町（浪板海岸）	海水浴等の利用形態に対応した滞在拠点として整備する。
37	園地	岩手県上閉伊郡大槌町（筋山）	大槌湾周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
38	宿舎	岩手県上閉伊郡大槌町（筋山）	大槌湾周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
39	園地	岩手県下閉伊郡山田町（オランダ島）	海水浴等の利用形態に対応し、山田湾の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
40	園地	岩手県下閉伊郡山田町（漣磯）	船越半島東部の自然探勝の拠点及び歩道の休憩地として整備する。
41	園地	岩手県下閉伊郡山田町（四十八坂）	船越湾の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
42	園地	岩手県下閉伊郡岩泉町（水尻崎）	海岸林の内部で休養できる林間園地として整備する。
43	園地	岩手県下閉伊郡岩泉町（小本浜）	小本浜の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
44	野営場	岩手県下閉伊郡岩泉町（小本浜）	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
45	園地	岩手県下閉伊郡岩泉町（茂師）	熊の鼻等の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
46	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村（七ツ森）	田野畑村及び普代村の海岸部一帯を展望するための園地として整備する。
47	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村（北山崎）	雄大な北山崎の海岸景観の観賞地及び歩道の休憩地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
48	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村(弁天崎)	北山崎海岸へ連なる海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
49	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村(明戸浜)	弁天崎等の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
50	野営場	岩手県下閉伊郡田野畑村(明戸浜)	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
51	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村(鵜ノ巣)	鵜ノ巣断崖の海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
52	野営場	岩手県下閉伊郡普代村(普代浜)	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
53	野営場	岩手県九戸郡野田村(十府ヶ浦)	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
54	園地	岩手県九戸郡野田村(米田)	北部陸中海岸の海岸景観の観賞地及び国道沿いの休憩地として整備する。
55	野営場	岩手県九戸郡野田村(玉川)	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
56	園地	宮城県気仙沼市(亀山)	気仙沼湾、唐桑半島等の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
57	園地	宮城県気仙沼市(小田ノ浜)	小田ノ浜の海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
58	水泳場	宮城県気仙沼市(小田ノ浜)	小田ノ浜における海水浴場として整備する。
59	園地	宮城県気仙沼市(新王平)	大前見島、小前見島等の展望地及び周辺の海岸線の観賞地として、また歩道の休憩地として整備する。
60	園地	宮城県気仙沼市(龍舞崎)	龍舞崎周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
61	園地	宮城県気仙沼市(岩井崎)	岩井崎周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
62	園地	宮城県気仙沼市(巨釜半造)	巨釜半造の海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
63	宿舎	岩手県陸前高田市(黒崎)	南部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
64	園地	岩手県下閉伊郡山田町(船越)	船越湾等の海岸景観を観賞するための園地として整備する。

ウ 道路

(ア) 車道

車道は次のとおりである。

(表 17：道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	蕪島白浜線	起点 - 青森県八戸市(小舟渡平) 終点 - 青森県八戸市(白浜・国立公園境界)		葦毛崎園地への到達路、及び 車道沿線からの種差海岸の景 観観賞路として整備する。
2	階上岳線	起点 - 階上岳(鳥谷部字福立沢・国立公園境界) 終点 - 階上岳(鳥谷部字長峰・国立公園境界) 起点 - 階上岳(鳥谷部字行人・国立公園境界) 終点 - 階上岳(大開平)		階上岳山頂園地への到達路 として整備する。
3	月山線	起点 - 岩手県宮古市(月山・国立公園境界) 終点 - 岩手県宮古市(月山山頂)		月山山頂園地への到達路と して整備する。
4	碁石海岸線	起点 - 岩手県大船渡市(大浜・国立公園境界) 終点 - 岩手県大船渡市(山岸・国立公園境界) 終点 - 岩手県大船渡市(碁石海岸集団施設地区)		碁石海岸集団施設地区への 到達路として整備する。自動車 の他に歩行者や自転車利用者 にも配慮する。
5	首崎周回線	起点 - 岩手県大船渡市(小壁崎・国立公園境界) 終点 - 岩手県大船渡市(大塩岬・国立公園境界)	首崎	首崎園地への到達路として 整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
6	綾里崎周回線	起点 - 岩手県大船渡市（野々前・国立公園境界） 終点 - 岩手県大船渡市（田浜下・国立公園境界）	綾里崎	綾里崎園地への到達路として整備する。
7	大浦・磯線	起点 - 岩手県下閉伊郡山田町（大浦・国立公園境界） 終点 - 岩手県下閉伊郡山田町（漣磯）		漣磯園地への到達路として整備する。
8	普代羅賀線	起点 - 岩手県下閉伊郡普代村（普代・国立公園境界） 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（羅賀・国立公園境界） 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（北山崎）	普代集団施設地区	北部陸中海岸の各興味地点へ到達する基幹道路として整備する。
9	龍舞崎亀山線	起点 - 宮城県気仙沼市（外畑・国立公園境界） 終点 - 宮城県気仙沼市（龍舞崎） 終点 - 宮城県気仙沼市（亀山）	気仙沼大島 集団施設地区 小田ノ浜	気仙沼大島内の展望地、海水浴場等への到達路として整備する。
10	巨釜半造線	起点 - 宮城県気仙沼市（中・国立公園境界） 終点 - 宮城県気仙沼市（巨釜） 終点 - 宮城県気仙沼市（半造）		南部陸中海岸の中心的な自然探勝地点への到達路として整備する。自動車の他に歩行者及び自転車利用者にも配慮する。
11	中井御崎線	起点 - 宮城県気仙沼市（中井） 終点 - 宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区）		唐桑御崎集団施設地区への到達路として整備する。
12	船越線	起点 - 岩手県下閉伊郡山田町（田ノ浦・国立公園境界） 起点 - 岩手県下閉伊郡山田町（田ノ浦・国立公園境界）	荒神社	船越園地への到達路として整備する。

(イ) 歩道

歩道は次のとおりである。

(表 18：道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	東北太平洋岸自然歩道線	起点 - 青森県八戸市(蕪島) 終点 - 青森県三戸郡階上町(榊) 起点 - 青森県三戸郡階上町(小舟渡) 終点 - 青森県三戸郡階上町(小舟渡・国立公園境界) 起点 - 青森県三戸郡階上町(鳥屋部・国立公園境界) 終点 - 青森県三戸郡階上町(階上岳山頂) 起点 - 青森県三戸郡階上町(つくし森・歩道合流点) 終点 - 青森県三戸郡階上町(大開平・歩道合流点)		風景(自然・人文景観)、歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる東北太平洋岸自然歩道として、また種差海岸階上岳地域の景観、自然環境、文化を採勝するための歩道として整備する。
2	崎山海岸線	起点 - 岩手県宮古市(宮古姉ヶ崎集団施設地区) 終点 - 岩手県宮古市(日出島・国立公園境界) 起点 - 岩手県宮古市(日出島・国立公園境界) 終点 - 岩手県宮古市(浄土ヶ浜集団施設地区)		宮古姉ヶ崎集団施設地区と浄土ヶ浜集団施設地区の連絡路として、また自然観察路として整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
3	月山線	起点 - 岩手県宮古市（白浜・国立公園境界） 終点 - 岩手県宮古市（荒巻・国立公園境界）	月山山頂	重茂半島の自然を探勝し、月山山頂からの展望を楽しむための歩道として整備する。
4	とどヶ崎線	起点 - 岩手県宮古市（里） 終点 - 岩手県宮古市（姉吉）	とどヶ崎	本州最東端への到達路として、また林間の自然観察路として整備する。
5	桑畑麦生線	起点 - 岩手県久慈市（桑畑・国立公園境界） 終点 - 岩手県久慈市（麦生・国立公園境界）	北侍浜 白前	侍浜の海岸景観を探勝する歩道として整備する。
6	黒崎釜ヶ崎線	起点 - 岩手県陸前高田市（黒崎） 終点 - 岩手県陸前高田市（釜ヶ崎・国立公園境界）	黒磯岩	広田半島の海岸景観を探勝する歩道として整備する。
7	東北自然歩道線	起点 - 岩手県釜石市（尾崎白浜・国立公園境界） 終点 - 岩手県釜石市（尾崎） 終点 - 岩手県釜石市（平田） 終点 - 岩手県釜石市（平田） 起点 - 岩手県釜石市（箱崎白浜・国立公園境界） 終点 - 岩手県釜石市（御箱崎）	尾崎神社	東北地方一円を巡る東北自然歩道として、またリアス海岸の景観を探勝する歩道として整備する。
8	首崎線	起点 - 岩手県大船渡市（首崎） 終点 - 岩手県大船渡市（首崎）		岬周辺の海岸景観を探勝する歩道として整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
9	船越半島線	起点 - 岩手県下閉伊郡山田町（荒神社） 終点 - 岩手県下閉伊郡山田町（小谷鳥・国立公園境界） 起点 - 岩手県下閉伊郡山田町（小谷鳥・国立公園境界） 終点 - 岩手県下閉伊郡山田町（小根ヶ崎）	漣磯 霞露ヶ岳	船越半島のイヌシデ・アカマツ群落等自然植生を探勝し、霞露ヶ岳へ到達するための探勝歩道として整備する。
10	島越鶉ノ巣線	起点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（島越） 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（鶉ノ巣）		断崖の続く海岸景観を探勝する歩道として整備する。
11	北山崎線	起点 - 岩手県下閉伊郡普代村（前浜） 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（弁天崎）	普代集団施設 地区、北山崎	断崖の続く海岸景観を探勝する歩道として整備する。
12	七ツ森線	起点 - 岩手県下閉伊郡普代村（黒崎） 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（七ツ森・国立公園境界）		七ツ森山頂への到達路（登山道）として整備する。
13	小田ノ浜龍舞崎線	起点 - 宮城県気仙沼市（小田ノ浜） 終点 - 宮城県気仙沼市（龍舞崎）		気仙沼大島東岸の海岸景観を探勝する歩道として整備する。
14	御崎巨釜半造線	起点 - 宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区） 終点 - 宮城県気仙沼市（巨釜半造）		断崖の続く海岸景観を探勝する歩道として整備する。

(ウ) 運輸施設

運輸施設は次のとおりである。

(表 19：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針
1	羅賀北山崎線	船舶運送施設	起点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（羅賀） 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（机） 起点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（机） 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村（羅賀）	北山崎、羅賀・ 平井賀海岸、弁 天崎等	北山崎を始めとする豪壮な断崖景 観及び白亜紀の地層を観賞する手段 として整備する。
2	宮古普代線	船舶運送施設	起点 - 岩手県宮古市（浄土ヶ浜集団施設地区） 終点 - 岩手県下閉伊郡普代村（太田名部）	田老集団施設 地区	姉ヶ崎、真崎海岸、北山崎等北部陸 中海岸の海岸景観の観賞する手段と して整備する。
3	-	係留施設	岩手県釜石市（青出浜）		小型遊覧船の発着する地点として 必要な施設を整備する。
4	長崎新王平線	船舶運送施設	起点 - 宮城県気仙沼市（長崎港） 終点 - 宮城県気仙沼市（長崎港）	海中公園地区 1号、2号	海中公園地区及び周辺海岸景観の 観賞する手段として整備する。
5	御崎巨釜半造線	船舶運送施設	起点 - 宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区） 終点 - 宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区）	海中公園地区 3号	海中公園地区及び周辺海岸景観の 観賞する手段として整備する。

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針
6	碁石海岸線	船舶運送施設	起点 - 岩手県大船渡市（碁石海岸集団施設地区） 終点 - 岩手県大船渡市（碁石海岸集団施設地区）	碁石海岸集団施設地区、穴通磯等	碁石岬、雷岩・乱曝谷、穴通磯等の海岸景観を観賞する手段として整備する。
7	-	係留施設	宮城県気仙沼市（新王平）		小型遊覧船の発着する地点として必要な施設を整備する。

